平成２７年（フ）第３６８号
相模原市中央区千代田６丁目６番24号
債務者　田内　幸一
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３８２号
相模原市中央区相生２丁目８番６－101号
債務者　村上　吉美
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３８５号
相模原市中央区上溝2383番地２　ヴィラ上溝南105
債務者　小原　道子
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４３９号
相模原市中央区高根２丁目22番５号　パークハイム102
債務者　渋谷　正夫
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４４０号
相模原市中央区高根２丁目22番５号　パークハイム102
債務者　渋谷　公子
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第５３号
北海道北見市緑町３丁目４番８号、前住所名古屋市緑区桶狭間清水山1216番地　ファーストプレイス102号
債務者　奈良　　一
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第１０４７号
埼玉県川口市北原台１丁目12番21－102号　エマーユ東川口、旧住所埼玉県川口市北原台３丁目９番23号
債務者　鯨井　芳子
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１９４号
さいたま市岩槻区大字鹿室488番地２
債務者　小林壽美江
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２１３号
埼玉県桶川市朝日２丁目１番２号
債務者　滝上　　駿
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５０１号
埼玉県草加市新里町705番地２　ビラ草加Ｂ－103号
債務者　川原　陽一
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５０２号
埼玉県草加市新里町705番地２　ビラ草加Ｂ－103号
債務者　川原　玲子
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５２３号
埼玉県ふじみ野市福岡258番地８
債務者　小林多美子
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５６３号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保241番地78
債務者　武田　　愛（旧姓二上）
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５７０号
埼玉県ふじみ野市上福岡５丁目６番18号　シティーハイムアベニュー102
債務者　木村　　優（旧姓附田）
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３６９号
相模原市中央区上矢部４丁目10番14号　小狩荘203
債務者　佐野伸一郎
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３８９号
相模原市緑区下九沢1950番地19
債務者　圓田　伸也
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３９０号
相模原市緑区下九沢1950番地19
債務者　圓田　倫子
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部